

牛久市教育委員会 4 月定例会会議録

1. 日 時 令和 6 年 4 月 2 5 日（木）午後 1 時 3 0 分
2. 場 所 ひたち野リフレビル 4 階 第 3 会議室
3. 出席委員 川村 始子・石井 美知夫・吉原 英夫・八木橋 晴美・宮本 芳子
4. 委員以外
の出席者 教育部長 小川 茂生
次長兼教育総務課長 吉田 充生
次長兼スポーツ推進課長 高橋 頼輝
教育施設課 課長 北島 道夫
教育支援課 課長 柴山 信一
生涯学習課 課長 糸賀 珠絵
中央公民館 館長 山越 義弘
教育総務課 課長補佐 宮嶋 亮輔
6. 会議録署名人 吉原 英夫
7. 議事事項 議案第 2 6 号 牛久市社会教育委員の任命について
議案第 2 7 号 令和 6 年度牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会委員の委嘱
・任命について
報告第 7 号 令和 6 年度牛久市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命
について
報告第 8 号 学校運営協議会委員の変更について
報告第 9 号 青少年相談員の任命について
報告第 1 0 号 専決第 3 号 牛久市教育委員会の権限に属する事務の補助執行
に関する規則の一部を改正する規則について
報告第 1 1 号 専決第 4 号 牛久市教育委員会官民協働事業における広告掲載
に関する規則の一部を改正する規則について
報告第 1 2 号 専決第 5 号 牛久市教育委員会広告掲載に関する規則の一部を
改正する規則について
報告第 1 3 号 令和 6 年度「学校閉庁日」の実施について
8. その他

司会	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	開会を宣言する。

	会議録署名人 吉原 英夫委員を指名する。
教育長	初めに、議案第 2 6 号「牛久市社会教育委員の任命について」、事務局より説明をお願いいたします。
生涯学習課長	私から議案第 2 6 号「牛久市社会教育委員の任命について」ご説明をさせていただきます。 2 枚目をご覧くださいながら聞いていただきたいと思います。 牛久市社会教育委員につきましては、現在 1 1 名の方をお願いしております。任期は令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの 2 年間ではございますが、このたび 4 月 1 日をもちまして教職員の人事異動がございまして、校長先生の枠に異動がございましたので、4 番、網かけをしてあります吉田正人校長先生を新任として、こちらの任期で任命させていただくような形になりますので、同意を求めるものでございます。 説明は以上でございます。 議案第 2 6 号について質疑を受けるが質疑なし。 議案第 2 6 号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第 2 7 号「令和 6 年度牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会委員の委嘱・任命について」、事務局より説明をお願いいたします。
教育支援課長	資料を配らせていただきます。 ではすみません、よろしくお願いいたします。 今、議案第 2 7 号ということであつたんですけれども、報告第 7 号も関連がありますので、併せてお話しさせていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）よろしくお願いいたします。 では、別紙、牛久市のいじめ対策フローチャート、今お配りしたものをご覧ください。 その左側に牛久市いじめ問題対策連絡協議会がございます。いじめ防止対策推進法 1 4 条 1 並びに牛久市いじめ防止対策推進条例 9 条に基づく組織となっております。 こちらは各機関、団体の代表者に参加していただき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携推進、関係機関及び団体相互の連絡調整を図ることを目的として設置するものでございます。

	続きまして、右側になります。 いじめの防止及び早期発見・早期対応を取組をする組織となります。 各学校にはそれぞれいじめ対策委員会が設置されており、学校が組織的にいじめ問題に取り組むために設置されております。 次に、牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会がございます。 いじめ防止対策推進法 14 条 3 並びに牛久市いじめ防止対策推進条例 10 条に基づく組織です。 こちらは、関係機関の中で実務的に対応されている方々に主に参加していただいております。学校から報告があったいじめ事案に関して報告し、委員の専門的な視点から必要に応じて協議をいただいております、この協議を通しまして各学校でのいじめ問題への対応力、危機管理能力の向上を図っております。 続いて、さらに重大事態事案発生時、教育委員会の第三者組織が調査をする場合には、牛久市教育委員会いじめ調査委員会が調査を行います。その調査内容に対して不服申立てがあった場合には、市長部局の第三者組織であります牛久市いじめ再調査委員会を立ち上げて調査を行うという流れになっております。 この 2 つについては、必要に応じて組織を立ち上げる形となっております。 議案第 27 号では、牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会の委員の委嘱・任命について、委員会の同意を求めるものとなります。 網かけのあります 2 名、土浦児童相談所次長兼子ども地域支援課長、淀縄博美様、水戸地方法務局竜ヶ崎支局総務係長、網家冬樹様が新しく委員になられる方になっております。 また、報告第 7 号では、牛久市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命について報告するものとなります。 網かけのあります 3 名、児童相談所長、小松正光様、牛久市校長会代表、吉田正人様、牛久市 P T A 連絡協議会代表、沼田雄一様が新しく委員になられた方です。 よろしくお願いいたします。 議案第 26 号について質疑を受けるが質疑なし。
教育長	それでは、これ一緒にやってしまってもよろしいですか。
教育支援課長	お願いしてよろしいですか。

教育長	議案第２７号、報告第７号について出席者全員の賛成を得る。
吉原委員	すみません、同意はするんですけれども、ちょっと去年かな、去年も質問させていただいて、次長さんかな、部長さんかな、指導課長さんから説明いただいたんですけれども、どうもこの牛久市いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題専門委員会の活動内容とかそういうのがちょっと不鮮明だったんですね。 お話は聞いて、そのときはなるほどなと思ったんですけれども、今、何年か前にいじめというのが訴えられて、教育委員会が慌ててそれに対応していじめであると認めますみたいなことをやっているんですよね。非常に学校教育というのは不信感を問われていて、やはりいじめがあったときに迅速に対応できるような組織になっていることが望ましいと思うんですよ。 たしか去年もお聞きしたときに、対策連絡協議会も専門委員会も不定期ではないですよ、定期ですよ。年に１回とか、そういうのでいじめが発生したときに、どういうふうに対応していくのか、校内の対策委員会と教育支援課で対応していくのか。せっかくこういう組織があるんだけれども、どこでそれを活用するのか、その辺がちょっと見えなかったの、もしご指導いただければありがたいなと思ひまして質問しました。
教育支援課長	ありがとうございます。どこで活用……、
吉原委員	どういう場面で活用するんですか、つもりですかということです。
教育長	私答えていいですか。（「はい」の声あり） まず、各校のいじめ対策委員会というのは、生徒指導とか管理職とか学年とかそういうところの組織でございます。それで、専門委員会というのはもちろん福祉とかの方々も入っていただく。法でいうと、法では学校のいじめ委員会に福祉とかの専門の方を入れて会議を行いなさいよというような法では規定があるんですが、実際的には、なかなかその人たちを学校でいろいろあるところで、いちいち呼んでいるわけにはいかないので、大きな事案になったときに、ある程度入れる必要があるところについては、こういう福祉とか児相とか入っていただくというような形になって、学校のものとその専門委員会合わせて、そしていじめの対応を行うという法がありますので、大きなものについてはご意見いただいて、そして、今、吉原委員からあったように機動的に、専門委員会はなるべくそういうことがあったときにはすぐ集まっていだけるような形で対応したいとは思っています。課長さん、それで大丈夫ですよ。（「はい、ありがとうございます」の声あり）

石井委員	今、吉原委員から話があったのは、牛久市のいじめ問題対策連絡協議会の位置づけというのがいまいちはっきりしないのかなというところで、あくまでもこれは顔合わせをしてお互いに顔が見える環境をつくるぐらいの位置づけなのか、それとも実際にいじめがあった場合に機能するのかというところがもう少しははっきり分かるといいのかなといったところだと思います。 これまでの経緯ですと、実際に学校であった場合にはいじめ問題専門委員会でもって審議いただいて、第三者委員会を立ち上げるかどうかも含めて審議をいただいたと思うんですが、そこで牛久市のいじめ問題対策連絡協議会の名前は全く出てこなくて、このときに会議をするのかどうか分からなかったのも、これからどうなさるおつもりなのかというところが、吉原委員の真意ではないかと思っています。
吉原委員	実は、ひたち野うしく小で大きな問題が起きて、第三者委員会をつくって、それで裁判をするというのは課長さんご存じですよ。（「はい」の声あり） それであるときに、やはり対応が遅かったんですよ。学校で対応していて、それが市全体とかそしてこういう組織というのはなかなか機能しなかったのも、大きな問題になっていた。あれはもう次長さん、決着ついたんですか。
次長兼教育総務課長	一応市としては決着ついたというふうに考えていまして、相手方がノーリアクションなものですから、我々は取りあえず法に基づいた手続は終えているという認識です。
吉原委員	分かりました。最近のニュース見ていて、大阪だったかな、どこか200万とか300万の損害賠償を、2年前に自殺したお子さんの家族がしているというそういうのを見たときに、何でその2年間何もそういう対応がなされなかったのかなというのを感じているのと、あと取手市で人災が発生したときに、私の友達、教育長やっていてそれで辞めたんですけども、やはり1年間保護者にも対応せず、学校も対応せずで大きな問題になって、文科省まで調査に伺ってきたわけですね。だからそういうのをやはり何というのかな、反面教師にしながら、やはり牛久市としていじめ対策の機動的な組織、指導課長さんと学校が対応するのではなくて、もっとこういう専門の人たちにどんどんアドバイスいただく機会、最悪の場合やはり警察に早く入っていただくというそういう対応が、何年たっても後手後手になっているので、子供の命というのをもう少しやはり真剣に考えていくべきなのかなと最近ちょっと思ったので、この機会に、もう一回このフローチャートがせつかくこれだけつくったなら、やはりき

	ちんと機能できるように、少なくとも学校もこの組織がどういうふうになっているのかというのを明確に分かるように伝えていく必要があるのかな。 せっかく大変有名な人たちが入っていらっしゃるんだけど、何か今まで機能したという話を私は学校側から聞いたことがないので、その辺ちょっと今年は教育長さんも変わられたし市長さんも変わられたし、いじめや不登校を全力でやっていくという説明だったのですから、やはりそれを受けて、ぜひお願いいたします。（「ありがとうございます」の声あり）
教育長	それでは、この件についてはよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）
教育長	次に、報告第 8 号「学校運営協議会委員の変更について」、事務局より説明をお願いします。
生涯学習課長	報告第 8 号「学校運営協議会委員の変更について」、報告をさせていただきます。 こちらにつきましては、今回の変更点といたしましては、4 月 1 日付教職員の人事異動によりまして、各学校の学校運営協議会の委員をしていただいております教務主任の先生、教頭先生、副校長先生、校長先生に異動が生じた学校についてのみ、前任者の残任期間であります 4 月 1 日から 4 月 30 日の 1 か月の部分についてのみこちらを引き継いでいただくという形の報告となります。 なお、各学校運営協議会委員の正式な任期につきましては、5 月 1 日から翌年の 4 月 30 日までとなっておりますことを申し添えておきます。 報告につきましては以上でございます。 報告第 8 号について質疑を受けるが質疑なし。
教育長	次に、報告第 9 号「青少年相談員の任命について」、事務局より説明をお願いいたします。
生涯学習課長	報告第 9 号「牛久市青少年相談員の任命について」ご報告をさせていただきます。 見ていただきまして、今回 3 名の新しい方が青少年相談員に加わっていただきましたので、ご説明させていただきます。ちょっと網かけの色が薄いんですけど、27 番、河合伸夫様、28 番、藤田雅代様、29 番、飯塚正順様の

	3名でございます。それぞれ推薦を受けておりまして、まず27番、河合伸夫様については、同じ委員の小竹委員から推薦を受けておりまして、PTA役員、子供会などの役員を歴任された方になります。28番、藤田雅代様につきましては、茶道の先生をしていらっしゃる方なのですが、緑ヶ丘行政区長のサイタ区長からご推薦を頂戴しております。最後、29番の飯塚正順様につきましては、同じ委員の千葉憲夫様から推薦いただきまして、青少年育成市民会議の支部長として活躍されている方となります。 以上3名の方が今回加わっていただきましたので、ご報告をさせていただきます。 以上です。
教育長	事務局の説明が終わりました。質問がありましたらお願いいたします。
吉原委員	もし分かればなんですが、平均年齢はどのくらいになりますでしょうか。
生涯学習課長	それ聞かれるかなと思っはいたんですけども、すみません。 年齢のほうはまだちょっと確認はできていないんですが、恐らく皆さん60歳を超えていらっしゃる方ではないかというところまででございます。
吉原委員	以前かなり高齢化が進んでしまったというような意見があったもので、（「そうなんです」の声あり）お願いしたくてもやはり動けない方もいると申し訳ないので、どうしたかなと思ったので、質問させていただきました。ありがとうございます。 以上です。
生涯学習課長	補足なんですが、青少年相談員のパトロールをしたりですとか、あといろいろな店舗を回って確認をしたりという作業がありますと、足を使うお仕事でございますので、そういったことであるということは、推薦者からそれぞれご本人様に伝えていただいた上でご承諾いただいておりますので、年齢にかかわらず動ける方といいますか、そういった機動力のある方をご推薦いただいたというのは確認しております。（「ありがとうございます」の声あり）
教育長	それでは、報告第10号にきたいと思います。 報告第10号「専決第3号、牛久市教育委員会の権限に属する事務の補助執

次長兼教育総務課長	行に関する規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いいたします。 報告第10号につきましてご説明いたします。この報告第10号とそれから11号、12号につきましては、市長部局の組織改正に伴いまして、課の名称等が変更になったことによる例規の改正になります。 施行期日が令和6年4月1日であったために、教育長による専決をさせていただきましたので、教育委員会で報告するものです。 まず報告第10号につきましては、リフレ市民窓口課というのがありましたが、こちらが総合窓口課と統合されました。ですので、単独の課ではなくなったということもありまして、リフレ2階の窓口の名称がひたち野リフレプラザ市民窓口となったことに伴いまして改正すると。 それと広報政策課という課が業務が分かれまして、広報広聴課と営業戦略課に分かれました。それで広報政策課という文言を広報広聴課というふうに改めるものです。 以上です。 報告第10号について質疑を受けるが質疑なし。
教育長	それでは次に、報告第11号「専決第4号、牛久市教育委員会官民協働事業における広告掲載に関する規則の一部を改定する規則について」、事務局より説明をお願いいたします。
次長兼教育総務課長	報告第11号、それから報告第12号も同様のことで、一緒に説明させていただきます。 まず報告第11号の官民協働事業における広告掲載に関する規則のことについては、例えば皆さんご存じだと思いますが、暮らしの便利帳とか、それから総合窓口で住民票や戸籍を取ったときに渡される封筒なんかには広告が掲載されていて、そういったところが民間の企業の要するに広告収入でもって、そういった封筒や冊子をつくっているという官民協働事業ということで、市の負担がなくてつくっていただけるということで、協働で事業を行っているものがあります。そういった場合に、広告料を取りながら物品をつくって市の事業に市が単独で物をつくらなくてもいいように、いわゆる事業として執行しているものなんですけれども、そういった規則についての広告の掲載の規定になります。 こちらについては、先ほど申し上げましたとおり、広報施策課が広報公聴課

	になったということ、それから商工観光課が未来創造課という名前になったということ、それと広告審査委員会のメンバーがいろいろ規定されているんですけども、そちらで課長さん等が組織改編によってメンバーが変わったことによって改正するものです。 それと、１点、ネーミングライツという文言が削られています、こちらはネーミングライツの広告収入等をやめるわけではなくて、このネーミングライツの所管が今後、営業戦略課というところで担当することになりました。ですので、ネーミングライツについては今後営業戦略課として新たな例規を制定する予定と聞いています。ですので、ネーミングライツをやめるわけではないということを申し添えます。 １１号と１２号ですが、説明は以上です。 報告第１１号、報告第１２号について質疑を受けるが質疑なし。
教育長	では次にいきます。報告第１３号「学校閉庁日の実施について」、事務局より説明をお願いいたします。
次長兼教育総務課長	報告第１３号について、ご説明いたします。 本年度の学校における教職員の長時間勤務を是正する教職員の働き方改革の一環として、学校閉庁日を実施いたします。 今年度も昨年度同様に７日間ということになりました。令和６年８月１３日から１６日のお盆の期間と、１１月１３日は県民の日です。それと、年末の１２月２７日、これは金曜日、年始の令和７年の１月６日、こちらは月曜日となっております。 お盆の期間でいうと８月１２日が山の日で祝日になります。これが月曜日ですので、その前々日の８月１０日が土曜日になっていますので、８月１０日から１８日の日曜日まで、９連休になります。それと年末の１２月２７日は金曜日です。１月６日が月曜日になりますので、こちらは１１連休、今年度は長い連休になります。 説明は以上です。 報告第１３号について質疑を受けるが質疑なし。
教育長	以上で、本日の議事は終了いたしました。 これにて４月の定例会を終了いたします。

	次回の定例会は、令和6年5月23日木曜日、リフレビル4階第3会議室、午後1時30分での開催となります。 当日の出席者は課長級以上を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。
--	--